# 土地区画整理法第百十七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令 （平成十一年建設省令第四十八号）

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十七条の四第一項に規定する指定検定機関として次の者を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。